

受任者および署名をしてくださった皆さま方へ

原発県民投票静岡 事務局報告（10月6日）

18万余の署名に基づいて私たちが請求している原発県民投票条例について、めまぐるしい様々な動きがこの2週間で起きています。多くの皆さま方が関心を持たれている中、事務局も状況に対応するのに精一杯で、キチンとした情報提供ができず、誠に申し訳ありませんでした。この間の状況について、簡単ではありますがご報告させていただきたいと思えます。

9月24日 県議会本会議で、自民改革会議の藪田県議と民主党・ふじのくに県議団の小長井県議が、この条例案について質問。川勝知事は、「ぜひ修正して成立させてほしい」と答弁しました。

9月26日 鈴木望共同代表が、自民改革会議の勉強会に招かれ、条例案についての説明をさせて頂きました。そして、自民改革会議の会派としては修正案は出されない方針であることが、明らかにされました。

9月27日 民主党・ふじのくに県議団の役員会では、修正案提出の見送り方針を決め、翌日の議員総会にはかることを決められました。

9月28日 原発県民投票静岡として、修正案を提出されるようお願いする要望書を、すべての県議の皆さま方に配りました。その後の民主党・ふじのくに県議団の議員総会では、結論が出ず、10月2日に再び総会が開かれることとなりました。

10月2日 民主党・ふじのくに県議団では、条例案の原案を否決し、会派としては修正案を提出しないことを決めました。自民改革会議では、11日県議会最終日の採決では「無記名投票」を要求する方針を決めました。

10月3日 民主党・ふじのくに県議団の有志の方々が修正案を提出する方針を固められ、他の会派への賛同を呼びかけられることが明らかになりました。

10月4日 県議会総務員会での集中審議が始まり、鈴木望共同代表が参考人としての質疑を受け、「最大の願いは再稼働の是非を投票で実現すること」と、条例の成立と投票の実現を訴えました。また、同じく参考人として招かれた江藤俊昭山梨学院大学教授が、条例案原案の問題点を県議会が修正すべきと訴えられ、「議会が請求代表者らの意見を聞き、修正を加えていくプロセスが大事」と指摘されました。

10月5日 修正案が提出されないまま、総務委員会では原案が否決。その一方で、民主党・ふじのくに県議団の有志の方々と公明党静岡県議団、富士の会の代表者の方々の間で、修正案の内容が合意に至りました。

修正内容については、新聞情報程度にしか把握していませんが、私たちは何よりも県民投票の実現を最優先して対応したいと思います。

理想を追求した私たちの条例原案が、総務委員会で否決されたことは、誠に残念ではあります。しかし同時に、法制度上では想定されている修正案が提出されていない段階での、総務委員会での否決は現段階ではやむを得ないものだと考えております。県民投票実現の可能性は修正案の提出しだいです。

まずは修正案が、自民改革会議所属の県議の方もふくめて、各会派から一人でも多くの賛同を得て、提出されることを目指します。10月3日に静岡市、5日には御前崎市で、自民改革会議所属の県議の方々とお話しする場を作ることも出来てきています。

皆さま方におかれましては、地域選出の県議の方々に、修正案の共同提出者になっていただくこと、また修正案可決の投票をしていただくよう、各地域で地域選出の議員にお願いする活動を粘り強く続けられることを、お願いいたします。

10月11日県議会最終日の場に、修正案が提出され、そして修正案が可決され、原発県民投票条例が成立し、県民投票が実現することを目指して、最後まで頑張っていきましょう！

まだまだ可能性は大きい。よろしくお願い致します。